

ブラッシュアップ研修

日 時：令和 6 年 5 月 16 日（木） 13：30～14：30

場 所：KOCO・ジャム 2F 多目的室

テーマ：国分寺市社会福祉協議会の事業について

講 師：野村 拓夢 氏、山崎 祐佳 氏（地域福祉コーディネーター）

栗林 由理 氏、駒井 麻樹 氏（権利擁護センターこくぶんじ）

岡倉 美涼 氏、佐々 寛行 氏（自立生活サポートセンターこくぶんじ）

1. 国分寺市社会福祉協議会について

みんなで支え合い安心して暮らせるまちづくりをめざし、1966 年設立。民間の福祉の専門職として住民ニーズを受止め、地域福祉への理解関心を高める活動および住民活動を進める活動に市内福祉関係者や行政と連携・協働している。

2. 自立生活サポートセンターこくぶんじの事業について

関係機関と協働し、生活課題の解決のため寄添い型の支援を行っている。

- ① 自立相談支援事業：特に要件を設けず、包括的な相談を行っている。
- ② 就労支援：一般・障害ともに対応している。
- ③ 就労準備支援事業：複合的な課題がある方、長期間就労が無い方を対象としている。生保対象外。
- ④ 住居確保給付金：要件あり、個別に問合せが必要。
- ⑤ こども学習塾：小3～中3を対象とした居場所づくり。無料学習塾の開催や、保護者への相談支援あり。
- ⑥ 家計改善支援事業：世帯に合わせたやりくりを一緒に考える。就労支援との連携もあり。
- ⑦ 特別診療券の発行：一時的な医療支援。次の支援につなぐ目的もある。
- ⑧ 食料支援：無料で食品を提供する一時的なしのぎの他、訪問や相談支援のきっかけとする支援。
- ⑨ 生活福祉資金貸付制度：要件があり、面談が必要となる。

- ⑩ 受験生チャレンジ支援貸付事業：一定所得以下の世帯に属する中3、高3の受験生が対象。無利子で貸付、入学すれば返済免除。

3. 権利擁護センターこくぶんじの事業について

① 福祉サービス総合支援事業

- ・ 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業に関する相談や、福祉に関する相談に対応している。また、弁護士等の専門職による専門相談や、福祉サービスについての苦情相談も行っている。

② 地域福祉権利擁護事業

- ・ 判断能力が低下していても契約能力のある、認知症、知的障害、精神障害の方を対象としている。サービスの内容は福祉サービスの利用援助や、オプションで日常的な金銭管理や書類預かりを行っている。

③ 成年後見制度利用支援事業

- ・ 成年後見に関する相談支援や後見人養成・後見人支援に従事し、法人後見人等も受任している。
- ・ 令和4年1月に国分寺市委託事業として、成年後見制度における推進機関から中核機関として位置づけられた。
- ・ 地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護支援を必要とする方の発見や支援、早期の段階から相談や対応ができる体制の整備、意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築の役割を担っている。
- ・ 住民や関係機関に対する権利擁護に関する広報、相談、成年後見利用促進、後見人支援の機能を果たしている。関係機関が専門家に相談できる機会として、権利擁護支援検討会議の開催も行っている。

4. 地域福祉コーディネーターの業務について

- ・ 東西区域に2人ずつ配置されており、相談支援包括化推進員としての業務にも従事している。
- ・ 個人の困りごとを地域の困りごととして捉え、個別支援と地域支援を一体的に行っている。
- ・ 相談者の属性、世代に関わらず相談を受け、適切な支援先へつなぐ役割。

→福祉の総合相談窓口『丸っとふくまど』開設(市役所および出張窓口にて)

5. 重層的支援会議及び支援会議の活用方法等について

- ・ 属性、世代、内容問わず相談を受止め、各会議を活用し、複雑化・複合化したケースに対する支援を検討していく。
- ・ 重層的支援会議において、地域福祉コーディネーターとして支援プランを作成し、役割分担、モニタリング等を行う。
- ・ 支援会議においては、情報共有、関係機関等の役割分担及び支援方針の設定を行う。

【事業説明後の質疑応答】

Q. 市内 GH 居住している方で、受給者証は他市が発行している方について。社協の支援の対象外となるか。

→A. 原則的に住民票がある方が対象となる。相談支援自体は可能。

Q. 権利擁護センターの相談で多いものは何か。

→A. 8割が地権に関する相談。次いで成年後見や福祉相談が同程度。

Q. 自立生活サポートセンターの就労支援や、相談支援と、障害福祉サービスの使い分けについて、具体的な対象はどのような方か。手帳を持っている方は障害福祉関連事業所や障害者就労支援センターの対象というイメージがある。

→A. 一般就労も可能なケースや、家計管理も含めた包括的相談を受けている。障害福祉サービス非該当や、持ち家等の資産がある等で生保非該当のケースも対応している。

Q. 自立相談支援と生活保護のどちらに相談するか分からない場合、判断はどのようにしているか。

→A. 相談時点で所持金や家がある等、世帯状況に緊急性のない場合は自立相談支援で対応している。また、働いても定着しないなどの、課題がありそれでも他の支援に直接つながらないような場合も、何かしら支援の可能性があるため相談してほしい。自立相談支援から生活保護へつなぐこともできる。

Q. 成年後見制度について、相談事業所からの相談はどのくらいの割合があるか。

→A. この場で数字は把握していないが、かなり少ない。事業所で判断能力が低いと感じた時は、早い段階で相談して欲しい。

Q. 家族と同居する家から単身生活に移る際の初期費用は、住居確保給付金の対象となるか。

→A. 対象外。

【社協から相談支援事業所への質疑応答】

Q. 障害がある方（グレーゾーンの方）が相談に来た時、どこを入り口にしたら良いか。

→A. 障害福祉課、地活や基幹で相談を受けることが出来る。ご本人が連絡しやすい機関に相談すると良い。相談内容の整理や情報提供についても協力できるため、気軽に連絡をいただきたい。

Q. 相談支援事業所は、どのような時に基幹と連携しているか。

→A. トラブル発生時や、専門員が一人で抱えられない時、他の人の意見が聞きたい時に都度、アドバイスやコンサルを受けている。困った時だけでなく、情報整理がしたい、事業所運営での不明点が出た時も相談している。

Q. 年3回の権利擁護関係機関連絡会への参加者数が振るわず、相談支援事業所の視点から意見等いただきたい。

→A. 意思決定支援が注目される中、支援者が権利擁護について情報を把握することは有意義。国分寺社協は比較的多く情報発信しており、この機会を支援へのプラス体験に出来ると良い。

Q. 権利擁護センターの統計について。表によると令和3～4年に急速に件数が増えている。何かの社会的背景等、推測される要因はあるか。

→A. 権利擁護センターの情報が少しずつ浸透し、地域包括支援センターからの相談が増えたのではないかと考えている。

【出された意見、感想等】

重層的支援会議はさまざまな機関が一堂に会し、有意義に思う。地域の関係者とも意見交換が可能のため、有機的な連携ができ活用しやすいと感じる。